

## PI 人件費制度の運用及び拠出された財源の活用方針

競争的研究費からの PI 人件費支出により確保された財源についての活用方針を以下のとおり定める。

### 1. 目標

人件費を拠出した PI の処遇改善、研究に集中できるための環境整備と、本学の研究力強化のための多様かつ優秀な人材の確保を目指すとともに、外部資金を獲得した研究者が研究活動に専念できるよう可能な範囲で他の業務を軽減し、研究エフォートを確保できる体制の構築を目指す。

### 2. 上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本制度により拠出された財源については、下記（１）及び（２）のために活用するものとし、その支給、配分方法等については別に定める。

#### （１）人件費を拠出した PI 自身の処遇改善等に資するもの

- ・PI 本人に対する手当
- ・管理運営業務の代替費用
- ・物品の購入等による研究室の環境整備費用
- ・特許出願、プロトタイプ作成等の研究成果活用のための支援費用
- ・現在実施している研究活動から派生した研究に対する支援費用

#### （２）本学の研究力強化に資するもの（「人材」「資金」「環境」の強化）

##### 「人材」

- ・若手人材の雇用促進のための費用として使用
- ・博士（後期）課程学生の TA・RA 雇用経費、授業料免除の原資として使用
- ・高大接続に関わる経費の支援として使用

##### 「資金」

- ・基盤的な研究や挑戦的な研究等に対する自由度の高い研究費として戦略的に配分

##### 「環境」

- ・研究設備・機器の共用化充実の費用として使用
- ・共用設備を管理・運用する技術職員の雇用経費として使用
- ・研究支援人材（URA）の雇用経費として使用

### 3. 活用にあたっての留意事項

- （１）直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のため判断するものであり、大学側が直接的・間接的に PI 人件費の拠出を強制することがあってはならない。
- （２）本制度の活用にあたっては、人事給与マネジメントの改善等を含む組織改革と一体的に実施するものとする。
- （３）本制度については全学的な活用・実施状況等を踏まえつつ、令和 4 年度末までに見直しを行うものとする。